

# D-PRO NEWS

人事・労務の“今”をわかりやすくお届けします

〒231-0013  
横浜市中区住吉町 4-45-1  
関内トーセイビル II 10 階  
☎ 045-226-5482  
✉ info@d-produce.com  
🌐 <https://www.d-produce.com>  
▶ facebook.com/d.produce



## 「飲食店向けカスタマーハラスメント対策ガイドライン」が策定されました(農林水産省)

### ◆カスタマーハラスメント対策の動向

近年、顧客や取引先からの不当・悪質なクレーム、いわゆるカスタマーハラスメント(以下、「カスハラ」という)が社会的な問題となっていることを受け、労働施策総合推進法が改正され、令和8年10月からは、事業主にカスハラ防止措置を講じることが義務付けられます。

関係省庁連携会議が設置されるとともに、対策マニュアルやガイドライン等も公表されており、『カスタマーハラスメント対策企業マニュアル』(令和4年:厚生労働省)、『業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアルスーパーマーケット業編』(令和7年3月:厚生労働省)などがあります。

そして令和8年2月、農林水産省より「飲食店向けガイドライン」が公表されました。

### ◆本ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、以下の内容がまとめられています。

- ・経営者や店長・責任者の役割と対応
  - ・カスハラの判断基準
  - ・カスハラの予防策
  - ・お客様の尊重
  - ・カスハラ対応の実践ヒント集
  - ・飲食店の取組事例
- 飲食店従事者や経営者向けの内容を網羅し

た「詳細版」と、現場ですぐに活用できるよう要点をまとめた「ダイジェスト版」の2種類があります。

あわせて、本ガイドラインにおけるカスハラの7つの類型(暴力、侮蔑・暴言、恐怖・威圧、無関係・不当要求、長時間化、繰り返し、コミュニケーション不成立(非協力))ごとに、対応例の動画も作成されています。

研修資料としても活用できるため、自社の体制づくりの参考にするとよいでしょう。

### 【参考】

飲食店向けカスタマーハラスメント対策ガイドラインを策定しました

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/gaisyoku/260227.html>

## 「働き方改革関連法施行後5年の総点検」の結果が公表されました

### ◆労働時間等に関する労働者の意識・意向アンケート調査(有効回収数 3,000)より

今後の労働時間に対する意向に関する内訳は以下で、現状維持を望む割合が最も多くなりました。

#### ① 増やしたい、やや増やしたい

全体の 10.5%。理由は多い順に「たくさん稼ぎたいから」、「自分のペースで仕事をしたいから」、

「残業代がないと家計が厳しいから」でした。

② このままでよい

全体の 59.5%。理由は多い順に「自分の仕事と生活のバランスを変えたくないから」、「収入を維持したいから」、「これ以上労働時間が増えると体調に影響が出るから」でした。

③ 減らしたい、やや減らしたい

全体の 30.0%。理由は多い順に「自分の時間を持ちたいから」、「自分の健康を害しないため」、「長時間労働をしても収入が割に合わないから」でした。

◆企業ヒアリング調査(327 社)より

① 増やしたい

53 社。理由は多い順に「業務の性質の観点から」、「受注量を増やす観点から」、「労働者の希望の観点から」等でした。

② 現状のままだいい

201 社。理由は多い順に「現在の業務量との観点から」、「労働者の健康確保・ワークライフバランスの観点から」、「人材確保・定着の観点から」等でした。

③ 減らしたい

73 社。理由は多い順に「人材確保・定着の観点から」、「労働者の健康確保・ワークライフバランスの観点から」、「人件費抑制の観点から」等でした。

また、「労働者側から「労働時間を増やしたい」との声があがることがあるか」に対しては、「あり」が 140 社、「なし」は 187 社と、今後の動向が注目を集めそうです。

【参考】

「働き方改革関連法施工後5年の総点検」の調査結果を公表します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981\\_00060.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00060.html)

## 職場における熱中症防止のための ガイドライン案とは？

### ◆策定の経緯

厚生労働省の「職場における熱中症防止対策に係る検討会」は3月2日、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」(案)をおおむね了承しました。

令和7年6月の労働安全衛生規則の改正で、事業主には熱中症の重篤化防止のための体制整備・手順書作成・関係者への周知が義務付けられています(罰則あり)。しかしながら、平時からの健康管理も含めた予防策の重要性が指摘され、データに基づいた熱中症防止対策が必要として、本ガイドライン策定の検討が進められてきました。

### ◆目的・対象

職場における熱中症防止のための「熱中症のリスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者等がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的」としています。

また、労働者には短時間・単発のいわゆる「スポットワーク」を利用する労働者も含まれ、「体制や手順の周知対象である上、雇入れ時教育の対象ともなる」としています。

### ◆熱中症リスクの評価とリスクに応じた措置

事業者等は、熱中症リスクを把握・評価した上で、その結果に基づき対策を選択して実施することが求められます。

リスクに応じた措置として、①労働衛生管理体制の確立等、②作業環境管理(休憩場所の整備等)、③作業管理(作業時間の短縮等)、④健康管理(作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか声かけをする等)、⑤労働衛生教育、⑥異常時の措置、等が示されています。

#### 【参考】

「職場における熱中症防止のためのガイドライン（案）」詳細

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001663317.pdf>

### 4月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

#### 15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出〔市区町村〕

#### 30日

- 預金管理状況報告の提出〔労働基準監督署〕
  - 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>〔労働基準監督署〕
  - 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
  - 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
  - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
  - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕
  - 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付〔都道府県・市町村〕
  - 固定資産税・都市計画税の納付<第1期>〔郵便局または銀行〕
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

- ・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間（4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間）

### 編集後記

やわらかな春の陽気に心が和む季節となりました。新しい環境や新生活を迎えられた方も多いことと思いますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもありますので、どうぞご自愛ください。

はじめまして。昨年9月よりお世話になっております、齋藤と申します。

社労士業務は初めての分野であり、日々覚えることや学ぶことが多く、戸惑う場面もありますが、先輩方の温かいご指導と周囲の皆さまの支えのおかげで、少しずつできることが増えてきました。まだまだ至らない点も多いですが、一つひとつの業務を丁寧に行いながら、知識と経験を積み重ねていきたいと考えています。

有限会社Dプロデュースが運営する障がい者向けグループホームに関する事務全般も担当しており、誰かの役に立てることの喜びを実感する機会が増え、この仕事に携われていることにやりがいを感じています。

私生活では、母と弟、そして4匹の犬たちと一緒に暮らしています。

帰宅すると、元気いっぱいに迎えてくれる姿を見るたびに心が癒されます。

言葉は通じなくても、まっすぐに気持ちを伝える存在の尊さを日々感じています。

人よりも短い一生を生きる彼らが、毎日穏やかで幸せに過ごせるよう、これからも大切に向き合っていきたいと思っています。

また、有限会社Dプロデュースが運営するグループホームでも、保護犬たちが生活していま

す。普段は落ち着いていますが、散歩の時間になると「行こう！」とアピールをしたり、犬たち同士でじゃれあっている姿はとてもかわいらしく入居者さまやスタッフの癒しの存在となっています。動物と触れ合うことで心が落ち着き安心感を得られるアニマルセラピーの効果を、日々の生活の中で実感しています。

入社してまだ間もない身ではありますが、少しでも皆さまのお力になれるよう、一つひとつの仕事に真摯に向き合っていきたいと思えます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。